

## 序章

### 自己点検・評価活動の実施体制の整備について

神奈川大学における自己点検・評価活動は、1991年大学設置基準の一部改正に伴い、自己点検・評価が努力義務化されたことを受け、1992年に教学改革委員会の下に「自己点検・評価小委員会」が設置された。1996年には教育・研究及び財政等に関する自己点検・評価を実施し、『神奈川大学の現状と課題－自己点検・評価報告書－〔教学編〕』『神奈川大学財政白書1995年度版』『神奈川大学財政の現状と将来見通しの試算1996年度版』を刊行した。

1999年に「大学の基本理念と教育目標」を策定し、翌2000年には『神奈川大学の現状と課題－2000年度自己点検・評価報告書－』を作成し、財団法人大学基準協会（2012年4月より公益財団法人に移行）の相互評価を受け、認定されるに至った。その後、2002年に制定した「神奈川大学自己点検・評価規程」では、各組織における点検・評価の推進体制等を規定した。なお、相互評価の際に付された助言・勧告事項に対しては、2004年度に改善報告書を提出し、受理されている。

2004年には改正学校教育法により、第三者による認証評価制度が導入され、大学は7年以内、専門職大学院は5年以内に外部評価機関による認証評価が義務づけられた。（本学は6年毎に認証評価を受審することを内部で定めた。）このため工学部のJABEE（技術者認定機構）の認定などの点検・評価活動をも踏まえ、全学において点検・評価活動を実施するため、2007年度に担当学長補佐を置くなど体制の強化を図った。また、学長室に自己点検・評価及び認証評価担当の事務室を設置し、点検・評価の実務にあたった。2010年4月からは、事務組織の改編により、新設の経営政策部（旧：経営企画室）に大学評価推進課を置き、大学改革と点検・評価活動を連携すべく事務体制を整えた。

全学の自己点検・評価活動を統括する自己点検・評価全学委員会は学長の直下に置かれ、副学長を委員長とし、各学部・学科選出の委員の他、全学の主要3委員会の委員長、大学院学務委員会委員長及び関連する事務局役職者などをメンバーなどにより構成されている。点検・評価と大学改革とが結びつくよう、また各部局間の意思疎通が十分に行われ、部局の点検・評価と全学の点検・評価が相まって進むよう配慮しながら、自己点検・評価全学委員会が点検・評価に関する施策の立案、審議、実施に努めている。

各組織においては、それぞれの長（学部長、研究科委員長など）が組織の点検・評価実施委員会の責任者となり、自己点検・評価全学委員会委員と協力して、点検・評価活動が進むよう態勢が整えられている。

### 前回認証評価の結果を受けて講じた改革・改善活動の概要等

本学は、2009年度に大学全体の認証評価を受審した。この認証評価では、改善義務のある「勧告」はなかったものの、努力義務となる「助言」13項目及びいくつかの問題点の指摘を受けた。この評価結果は、教学評議会など教学の組織において、また常務理事会等法人組織で報告され、様々なレベルでの審議を通じて、全学の構成員によって共有されるとともに、学内外に広く公表された。

その後、その内容を具体的な改善・改革に向けた活動につなげるため、「助言」となった

項目及び指摘を受けた問題点について、自己点検・評価全学委員会の審議を経て、学長ならびに関係組織に改善方策を具体的に策定するように求め、その結果をとりまとめた。

この後、全学ならびに各組織においての問題意識の共有と改善への積極的かつ具体的な取り組みの結果、いくつかの点で具体的改革を実現した。また、経済学部での ST 比の改善、大学院の定員充足率の改善などの重要かつ重大な問題についても全学的な取り組みが始まり、まだ改善が継続している課題にあっても遠くない将来において、これらの問題を解決するとともに、大学の改革を大きく前進させる展望が開けつつある。こうした状況を踏まえ、2013 年、改善報告書を提出し、翌年の 3 月には、改善の取り組みについて大学基準協会より一定の評価を得るに至った。

また、本学ではこの間も「教育研究上の目的」を具体化した「神奈川大学学士課程に関する基本方針（3 つのポリシー）」を 2010 年 2 月に学長の下で策定し、その後、各学部・研究科等で「基本方針（3 つのポリシー）」を定め、教育活動を実施してきた。さらには、教育活動を中心とした質保証の要となる PDCA サイクルの定着を促進するため、内部質保証を含む大学諸活動に関わる様々な方針、組織ごとの目標の明確化、加えて中期目標、行動計画等を定めて点検・評価活動を推進してきた。

これらの活動の具体的な取り組みについては、各章で報告することとする。